

広島県告示第五百五十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団おると 会浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目 六番六号	平成三二年一〇月二五日	更新
医療法人長久堂野村 病院	広島市安佐北区可部南四 丁目一七番三〇号	平成三二年一〇月二五日	更新